

令和7年10月1日から下水道使用料が変更になります。

◆下水道使用料の変更

下水道使用料については、人数制・従量制の異なった料金体系を、従量制に統一と、従量制の使用料単価を30%増額します。従量制は、水道等の使用水量により下水道使用料を算定するので、水道一メータを複数使用している場合は、それぞれのメータで料金がかかります。また、井戸水等を使用している場合は、使用用途、使用人数により認定水量を算定します。

区分	使用汚水量	改定前	改定後 (税抜)	改定後 (税込)
基本使用料金	～10 m ³	1,050	1,365	1,501.5
従量使用料金	11～20 m ³	105	136	149.6
	21～50 m ³	135	175	192.5
	51～100 m ³	155	201	221.1
	101 m ³ ～	210	273	300.3

◆井戸水等を使用する場合の認定汚水量

【井戸水のみを使用する場合】

人員	汚水量
1人あたり	8m ³

【水道と井戸水を使用する場合】

人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
洗濯	2.5	5	7.5	10	12.5	15	17.5	20	22.5	25
トイレ	1.5	3	4.5	6	7.5	9	10.5	12	13.5	15
台所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
風呂	2.5	4.5	6.5	8.5	10.5	12.5	14.5	16.5	18.5	20.5
洗面手洗	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5
その他	0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5

◆変更スケジュール

新従量制単価での請求は、12月請求(11月使用分)からとなります。

【旧従量制→新従量制】

10月請求(9月使用分) 旧従量制単価で請求

11月請求(10月使用分) 旧従量制単価で請求

12月請求(11月使用分) 新従量制単価で請求

【人数制→新従量制】

10月請求(9月使用分) 人数制で請求

11月請求(10月使用分) 旧従量制で請求

12月請求(11月使用分) 新従量制で請求

